宮城縣知事の領收證

去る十六日を以て發送したる第四回海嘯罹災者救助義捐金百九十七圓七十錢に對し昨日宮城縣知事より左の領收證到達せり

い第二〇四九號

證

一金百九十七圓七十錢也

但海嘯罹災者救助費トシテ寄附

右正ニ領收候也

明治二十九年十月十九日　宮城縣知事勝間田稔

東京々橋區南鍋町

時事新報社御中

社說

手形の流通と盛にす可し

昨今經濟社會不穩の情態は尊說上の所謂恐慌に非ずして單に一部の商人が振出したる手形の不信用を現はしたるに過ぎず蓋し近來會社勃興行、輸出入不平均等の事實を見て或は金融の逼迫を致して西洋諸國の社會に珍らしからざる彼の恐慌を惹起すやともわらんかなと危虞警戒したる銀行者が一部商人の失敗より恐慌果して來れりとて一層警めを嚴にしたる其趣は天色暗澹の夜、野中の墓地を過ぎて何となく心細き折柄、一陣の西風、落葉の顏に觸るゝや幽靈の出現と驚めて自から狼狽するものに異ならず自から謂れなきに非ざれども實際は唯手形流通の蹉躓より來りし幽靈のみ扨ての蹉躓は我經濟社會に取りて幸不幸如何と云ふに我輩の所見を以てすれば一方に於ては幸なると同時に他の一方に於ては不幸と云はざるを得ず聊か其次第を語らんに其幸なる所以は之が爲めに手形の濫發、濫信を制止するの結果ある可ければなり抑も手形なるものは信用ある商人が其信用の程度に應じて之を振出し世間にては其振出人を信じて流通する筈のものなるに今回不穩の原因を成したる一部の商人の振出手形は自家の信用を擔保として眞實商業上の必要より發したるに非ず世間の流行に流され本來の本業を別にして各種の計畫に手を擴げ恰も投機の事を行ふて失敗しながら其失敗の跡を隱さんとて一時融通の窮策より漫に手形を振出したるものなれば之を目して手形の濫發と謂めざるを得ず又銀行に於て手形を割引するには振出人の信用如何を察するゝと肝要にして平生注意す可き所のものなるに實際は貸付に急にして手形の確否を判別するの暇なく一種の投機者が一時鐵繩の窮策として振出したるものさへも之を輕信して流通せしめたるが故に其振出人の失敗と共に運命を共にして窮境に陷りたるものなり我輩の所謂手形の濫信とは此事なり即ち今回不穩の原因は手形の濫發と濫信とに由來して其出來事は大に經濟社會の耳目を驚さ今後は手形の振出人も亦みれを割引する銀行者も共に慎重して萬に輕擧を慎しむるゝと爲り恰も雨降て地固まるの喩に漏れず信用制度の發達を促すの結果ある可し我輩の寧ろ幸として喜ぶ所なれども又一方より見て不幸と思はるゝ其次第は實際手形の濫發を行はれて經濟社會の融通斷へ間なきもんと幼稚なる社會に今回たまゝ本業の出來事を見ると雖も信用を薄ふし信用を薄ふし信用を薄ふし